



在留資格認定証明書の有効期間に係る新たな取扱いについて

これまでの取扱い	新たな取扱い
<p>①対象となる在留資格 在留資格認定証明書の対象となる全ての在留資格</p>	<p>①対象となる在留資格 在留資格認定証明書の対象となる全ての在留資格</p>
<p>②対象地域 全ての国・地域</p>	<p>②対象地域 全ての国・地域</p>
<p>③対象となる在留資格認定証明書 特段の制限なし</p>	<p>③対象となる在留資格認定証明書 2019年10月1日以降、2021年1月29日までに作成されたもの</p>
<p>④有効とみなす期間 通常は「3ヶ月」有効なものを「6ヶ月」有効とする</p>	<p>④有効とみなす期間 入国制限措置が解除された日から6ヶ月又は2021年4月30日までのいずれか早い日まで <small>(注1) 入国制限措置が解除された日とは、滞在中の国・地域の「上陸拒否」及び「既に発給された査証の効力停止」のいずれも解除された日をいいます。 (注2) 入国制限措置解除日に係る国・地域については、法務省ホームページ(http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00155.html)で御案内しますので、御確認ください</small></p>
<p>⑤有効とみなす条件 在外公館での査証発給申請時、受入れ機関等が「引き続き、在留資格認定証明書交付申請時の活動内容どおりの受入れが可能である」ことを記載した文書を提出する場合</p>	<p>⑤有効とみなす条件 在外公館での査証発給申請時、受入れ機関等が「引き続き、在留資格認定証明書交付申請時の活動内容どおりの受入れが可能である」ことを記載した文書を提出する場合</p>